

社会福祉施設整備計画の改定について

昭和49年2月 社会保障長期計画懇談会

I 現行の社会福祉施設緊急整備5ヵ年計画(昭和46～50年度、要整備人員約62万人)は、今日までのところ整備総数としては、一応順調な進捗がみられるが、施設種類別にみると、特別養護老人ホーム、重症心身障害児施設、保育所等については予期以上の成果を収めつつある反面、施設の種類別にみると、その他の施設については、整備実績が予定を著しく下回るものもあるのが実態である。

II 右のような計画と実績の不一致は、単に計画の前半期における整備の重点のかたよりによって生じたものだけでなく、新しく重視されてきた在宅対策との関連での要収容人員の見なおしとか、保育需要の予想外の高まりなど、計画の内容自体にすみやかに再検討されるべき点が少くないものと判断される。このような見地から、政府は、すみやかに現行計画を改訂し、社会福祉施設の整備を新たな軌道に乗せる必要がある。

III 昭和49年度予算は、公共投資抑制方針の下においても整備総数としては、努力が払われたことがうかがわれるが、新計画の整備量としては、現行計画が5年間平均で1年当り約12万人の定員増加とされていたのに対し、その後の社会的ニーズの高まりに対応して、これを相当に上回る整備量を必要とするものとするものとする。

なお、新計画は、現行計画策定後、新たに経済社会基本計画にうたわれた昭和52年度までのねたきり老人等について、収容施設の不足を解消するという目標を一つの重点項目とすべきことはいうまでもない。

IV 政府は、以上のような方向で、すみやかに施設種類別の計画数の検討を行い、自治体における各般の事情を十分精査のうえ、新計画の具体化をはかるべきである。なお、この計画に関連して政府の配慮を要すると思われる点は別記のとおりである。

(別記)

1 新計画の前提として留意すべき事項

(1) 現行計画については、地域レベルでのニーズの把握、医療サービスとの連携等につき、必ずしも把握が十分でなかったため、施設種類別にみた要整備量の想定に適切を欠く憾みがあったので、新計画においては、こ

れの是正をはかること。

(2) 従来の施設収容偏重の考え方から脱皮し、在宅福祉対策重視の考え方を明確にすべきこと(在宅サービスの拡充と並んで、通所・通園施設の整備を一つの重点とすること)。

(3) 単に施設の量的拡充にとどまらず、従来の施設をも含め、質的充実に努める必要があること。このため、老朽施設の建替え、個室化の推進、構造設備の改善等を推進するほか、建築単価の実態に応じた引上げ等の措置を講ずべきこと。

(4) 今後とも、地域レベルでのニーズや施設の正確な実態把握のための調査体系を拡充、改善すべきこと。

なお、この場合、女子就業率の動向の保育需要への影響に留意すべきこと。

(5) 現行計画における施設の種別や区分については、明確を欠く面があるので、新計画は、その表示上、一般の理解が得られやすいように工夫すること。

2 新計画の具体的内容として盛り込むべき事項

(1) 老人福祉施設 特別養護老人ホームは、昭和52年度頃までに施設の不足を解消すること。またこれとあわせて、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームの整備を促進し、老人福祉センターについても計画的に整備を進めること。

(2) 重症心身障害児施設 重症心身障害児施設は、昭和50年度頃までに収容保護施設の不足を解消すること。

(3) 精神薄弱者施設 精神薄弱者施設は、精神薄弱児の成人への移行等に伴うニーズを的確に把握し、適切な整備目標を設定すべきこと。

(4) 重度の身体障害者更生援護施設 身体障害者療護施設等重度の身体障害者のための施設は、地方の整備計画も軌道に乗りつつあり、今後の需要増も見込まれるので、新計画の重点的目標の一つとすべきこと。

(5) 保育所 現状における社会的ニーズに即し、今後さらに拡充をはかる必要があること。

3 なお、政府は、新計画の策定、実施と並行して、今後次の3点についても検討のうえ適切な措置を講ずるべ

きである。

(1) 2に掲げるもののほか、従来の施設体系にこだわらず、新しいニーズに応じるため、老人のための医療施設と社会福祉施設の連携のあり方、アルコール中毒者収容施設、精神障害者の中間施設のあり方等の問題についてパイロット事業を実施する等の方法により、今後のあるべき施設体系を検討すること。

(2) ニュータウンの建設等に当っては、福祉の町づくりという発想のもとで、住宅、公園、学校等の整備に合わせて、社会福祉施設等の整備をそのマスタープランに組み入れておくことが必要であること。特に、住宅団地等大規模集合住宅の建設に当っては、児童福祉施設、身体障害者施設、老人福祉施設等の併設について検討すること。

(3) 社会福祉施設の整備に当っては、老人や児童が

地域住民との交流の中で快適な生活環境を享受することが可能となるような方向で施設整備をはかることが望ましいこと。

4 以上の施設整備計画にあわせて、社会福祉従事職員の養成確保対策についても特段の配慮を払うべきである。現在までのところ、看護婦等の医療専門職を除き、著しい不足状況はみられないが、今後の施設整備の進展、在宅サービスの拡充等のほか、週休2日制の導入その他労働条件の改善に迫られ、その需要増大が見込まれるので、これにそなえるため、看護婦確保対策にあわせて社会福祉従事職員を確保し、定着させるために、給与の改善、勤務時間の短縮、職員宿舎の整備、退職手当制度の拡充等の処遇の改善に思い切った措置を講ずるとともに、その資質向上のため養成訓練体制を充実すべきである。

看護婦需給計画について

昭和49年2月 社会保障長期計画懇談会

I 先般の審議状況報告において指摘した看護力確保のための諸施設の推進を通じて、昭和53年度を目途に需給のバランスをはかることを計画の骨子とする。

II 昭和53年度における看護婦の需要の見込みについては、以下に述べる国際比較による検討とわが国の現時点における推定不足数を基礎とした検討をあわせ行い、これらを総合して昭和53年度約49万人という数字を採用することとした。

1 国際比較による目標値の設定については、国によってみられる看護をめぐる諸条件の相違を考慮にいれるならば、必ずしも容易ではないが、先進国のなかから、ここでは、スウェーデンとイギリスとを選び、その最近の数値を今回の中期的計画の目標値として検討することとした。この場合、1病床当たり0.321人(スウェーデン)ないし0.336人(イギリス)の看護婦数となっているので、この検討からは、昭和53年度48万人ないし49万人という目標値が導かれる。

2 次に、わが国の現状における不足数についてみると、昭和48年度における公的医療機関の1病床当たりの看護婦数0.297人を基準として全国の病院病床数にあてはめることにより看護婦の需要を計算するとすれば、現に32,000人の不足があることになる。これを基礎とし

て、昭和49年度以降も勤務条件の改善、医学医術の進歩等により看護需要の増加が続くものと考え、この種の需要増を昭和41～47年度の全病院の1病床当たり看護婦数の平均伸び率を用いて見込むとすれば、昭和53年度の看護婦の必要数は、約49万人となり、前記1の数字とおおむね同様な数字が導かれる。

III 以上の需要面の見通しに対し、供給面では、新卒就業者と潜在看護婦の再就職が増要因、退職が減要因となるが、新卒就業者数は養成施設数によってきまり、さらに退職率の引下げと再就職の刺激が就業者増加のための努力の柱となる。このうち、昭和53年度までの養成施設新卒就業者数は、おおむね見通すことができるので、需給バランス達成のためには、処遇改善やいわゆるナースバンクによる就業促進活動を推進することによって退職者を減少させ再就職者数を増加させる必要がある。

政府は、このような方向で、看護力確保のための総合的努力を積重ねていくことにより、昭和48年度末対比で昭和53年度末までに必要とされる約12万人の就業者増加を実現させるものとする。

なお、上記の需給バランスが達成された場合には、1病床当たり看護婦数は、昭和48年度末の0.233人から昭和53年度の0.332人となり、医師1人当たり看護婦数は、昭